「ジプシー」関連法からみる 産業革命期イングランドの刑法改革

一 功利性追求と「マイノリティ」

冨 川 多佳子

キーワード:「ジプシー」/産業革命期/イングランド/刑法改革/ 功利主義

はじめに

16世紀絶対王政下のイングランドでは、「エジプシャン」(*) に国外退去を命じ、従わなければ死刑罰とする法律が立て続けに制定され、それらは二百年以上存続した。産業革命期(1760年頃-1830年頃)に入ると、啓蒙思想家らを中心に法の下の平等と合理性を信条とする「刑法改革」運動が推進され、上述の法律は廃止に向かい、その後、道路周辺における「ジプシー」の違反行為に対して罰金を科す法律が制定された。以下は、本研究で扱う「ジプシー」関連法(「エジプシャン」および「ジプシー」取り締まりに関わる法律)の中から、本論文の内容に関わる主な法律を抜粋し一覧にしたものである。法律に付した西暦は、法律の制定(公布)年である。

刑法改革運動の大きな原動力の一つとなったのは死刑廃止論である。特にイタリアの啓蒙思想家であるチェーザレ・ベッカリーア (Cesare Beccaria) による旧体制批判に端を発した死刑廃止論 (2) は、ヨーロッパ各地に広まりイングランドの思想界・政治界にも影響を与えた。ベッカリーアの死刑廃止論に影響を受けた思想家ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) は、自身の死刑罰批判において彼の功利主義的な理論を展開した (3)。ベンサムが示した功利性に基づく幸福な「社会」の実現、いわば法の下の平等と合理性は、サー・サミュエル・ロミリー (Sir Samuel Romilly) やサー・ジェームズ・マッキントッシュ (Sir James Mackintosh) といった議員たちの刑法改革運動の推進力となり、「エジプシャン」に関する法律の廃止・改正に影響を与えた (4)。

制定(公布)年、法律番号	法律名、本論文での表記、概要
1554 年、 1 & 2 Phillip and Mary c. 4	法律名:For the punishment of certain persons calling themselves <i>Egyptians</i> . 本論文での表記:「エジプシャン」取締法 (1554 年) 概 要:「エジプシャン」を国に入れた者には 40 シリングの罰金が科され、入国して一か月以上滞在した「エジプシャン」は重罪人と見なされる。
1562 年、 5 Elizabeth I c. 20	法律名:For the punishment of vagabonds calling themselves <i>Egyptians</i> . 本論文での表記:「エジプシャン」取締法 (1562 年) 概 要:入国して一か月以上滞在した「エジプシャン」は重罪人と見なされる。
1783 年、 23 George III c. 51	法律名:An act to repeal an act, made in the fifth year of the reign of <i>Queen Elizabeth</i> , intituled, an act for further punishment of vagabonds calling themselves <i>Egyptians</i> . 本論文での表記:「エジブシャン」取締法 (1562 年) 廃止法概要:「エジブシャン」取締法 (1562 年) を廃止する。
1820 年、 1 George IV c. 116	法律名:An act to repeal so much of the several acts passed in the first and second years of the reign of Philip and Mary, the eighteenth of Charles the second, the nineth of George the first, and the twelfth of George the second, as inflicts capital punishment on certain offences therein specified. 本論文での表記:「エジプシャン」取締法 (1554 年) 廃止法概要:「エジプシャン」取締法 (1554 年) を廃止する。
1822 年、 3 George IV c. 126	法律名:An act to amend the general laws now in being for regulating turnpike roads in that part of <i>Great Britain</i> called <i>England</i> . 本論文での表記:有料道路法(1822 年) 概要:有料道路周辺でテントを張ったり野営したりする「ジブシー」の行動は、法律が定める迷惑行為「公的生活妨害」 ⁽⁵⁾ に当たるとして、40シリングの罰金を科される。

しかし、刑法改革はあくまで死刑罰を定めた法律の廃止とそれによる司法手続きの効率化を旨とした運動であったため、「エジプシャン」の権利や地方住民と「エジプシャン」との間のいざこざ等への法的対処について詳細に議論されることはなかった。当時の新聞記事からわかる道路周辺の迷惑行為に対する周辺住民の訴えからは、「放浪」者や犯罪を起こしそうな者がないまぜになった「ジプシー」という存在に対する警戒心が滲み出ており、依然として「ジプシー」はよそ者として地域から排除されうる存在のままであったとわかる (6)。

ここから、「ジプシー」歴史研究において産業革命期における「ジプシー」関連法の廃止・改正を扱う意義は、この廃止・改正を、「ジプシー」差別の歴史の転換点か否かとみるよりも、それを刑法改革による「ジプシー」政策の構造変化であると同時にマジョリティの「ジプシー」に対する社会認識の変化であると捉え、分析することにより示されると考える。

いずれにせよ、先行研究において産業革命期の「ジプシー」関連法の位置づけに 関する議論は十分展開されてこなかった。デイヴィッド・メイオール (David Mayall) やアンガス・フレーザー (Angus Fraser) による研究では、ジプシーと呼ばれた人々に

対する差別の歴史を語ることに重点が置かれており、産業革命期の法改正の背景については多く言及されていない。また水谷驍やヴィム・ヴィレムスによる研究では、18世紀末から19世紀については学界および文学界におけるジプシーの影響に関して主に分析が行われており、「ジプシー」関連法の廃止・改正と産業革命期の政治・社会・思想との関連性は十分検討されてこなかった (7)。

本論文は、啓蒙思想を背景とする刑法改革における「ジプシー」関連法の廃止・改正の位置づけを検討するにあたり、その改革の推進力となった功利性の概念に着目し、改革の理念の下で形成される「社会」の「マイノリティ」について分析することを目的とする。ここでいう「マイノリティ」は、いわば、功利性追求による幸福な「社会」の実現を阻害しうる存在と設定できる。「マイノリティ」に関しては後述の第一章第二項で改めて言及するが、このように本論文であえて「マイノリティ」、と分類し焦点を当てるのは、功利主義を背景とし推進された刑法改革における「ジプシー」の位置付けを構造的に捉えるためである。

功利性の概念に関しては上述したジェレミー・ベンサムの著書を参考にし、歴史的文脈における刑法改革の位置づけに関しては哲学者ミシェル・フーコー (Michel Foucault) の著書『監獄の誕生』 $^{(8)}$ を参考にする。

第一章 ベンサムの功利性理論における「マイノリティ」

本章では、イングランドにおける刑法改革の大きな推進力となったベンサムの功利性理論について取り上げ、功利主義の下の「社会」における「マイノリティ」について考察する。

第一節 ベンサムの功利性理論の基礎

ベンサムは著書『道徳および立法の諸原理序説』(1789年) において、自身の功利性理論の基礎となる「功利性の原理」(The principle of utility) について以下のように述べた。

功利性の原理とは、ある行為が、その行為に関わる者の幸福を増大させるか 減少させるか、言い換えれば、その幸福を促進するか妨害するか、どちらの 傾向を持つかに応じてその行為を承認あるいは否認する原理を意味する。⁽⁹⁾

ベンサムはこの功利性の原理を「最大幸福あるいは最大至福の原理」(the greatest

happiness or greatest felicity) (10) と表現した。これは、関わり合うすべての人々の最大の幸福が、唯一の正当にして適切かつ普遍的に望ましい人間の行動の目的であるということを意味し、この人間の行動とは、あらゆる状況における行動、特に政府 (government) (11) の権限を行使する役人などの行動を指す (12)。上述の功利性の原理を基にした「最大多数の最大幸福 (the greatest happiness of the greatest number) (13)」は、ベンサムの功利性理論を端的に示す言葉として最も有名だろう。

ベンサムは、人間の行動原理としての功利性を自身の理論の中心に据えている。ベンサムは著書の冒頭で、自然は人間を苦痛 (pain) と快楽 (pleasure) という絶対的な二人の主人によって支配させており、この苦痛と快楽だけが人間が何をなすべきか指示し、善悪を決定するとした (14)。

そして功利性について次のように述べる。功利性とは、ある対象に備わる一つの特徴であって、この特徴によってその対象は、その利益が問題となる当事者に、利益 (benefit) や便宜 (advantage) や快楽 (pleasure) や善 (good) や幸福 (happiness) (功利性理論においてこれらはすべて同等なものと見なされる) を与えるか、あるいは害悪 (mischief) や苦痛 (pain) や悪 (evil) や不幸 (unhappiness) (これらもすべて同等なものと見なされる) が発生することを防ぐ傾向があると考える $^{(15)}$ 。

このような前提の上で、ベンサムは「社会」(The community) とその利益について以下のように述べた。

それ(つまり社会の利益というもの:引用者)に意味があるとすれば、次のように表現できる。社会とは、個々の人間によって構成される一つの架空の「組織」("body")である。そしてその個々の人間とは、あたかも「構成員」("members")であるかのように、その組織を構成するものである。では、社会の利益とは何か?—— それはつまり、社会を構成する構成員一人一人の利益の合計なのである。(16)

上述のようにベンサムは、「社会」とは「個々の人間によって構成される一つの架空の『組織』」であり、その「社会」の利益はその組織の「構成員」としての個々の人間一人一人の利益の合計によって割り出されるとした。そして以下のように続けた。

個々の人間の利益が何であるかを理解せずに、社会の利益について語ることは意味のないことである。個々の人間の快楽(pleasures)の合計数を増や

す傾向や、(中略)個々の人間の苦痛 (pains)の合計数を減らす傾向がある一つの物事は、個々の人間の利益を促進させるものであったり、彼らの利益を「支えるための」("for")ものだったりする。(それゆえ、:引用者)ある行動が社会の幸福 (the happiness of the community)を増大させる傾向が、それを減少させる傾向よりも大きい場合、(社会全体に関して言うならば)その行動は功利性の原理、端的にいえば功利性に適合している。 $^{(17)}$

上述のようにベンサムは、「個々の人間の快楽の合計数を増やす傾向」を持ち、利益を促進あるいは支えるような物事が、すなわち「社会の幸福を増大させる傾向」を持つものだと捉えた。

第二節 功利主義の下の「社会」における「マイノリティ」

ここでは、まず前節で示したベンサムの功利性の原理における「社会」とその利益について、「社会」と政府の関係に注目して考察する。その上で、「社会」の幸福を増大させない傾向を持つ行為と刑罰の正当性との関連について言及し、功利主義の下の「社会」において形成される「マイノリティ」について分析する。

前節で言及したように、功利性の原理についてベンサムは、あらゆる状況における行動、特に政府の権限を行使する役人などの行動の、正しく、適切で、普遍的に望ましい唯一の目的は、あらゆる人間の最大の幸福を実現することにあると主張した。この説明に対しては、「社会」の幸福や利益が政府の幸福や利益と読み取れ、ベンサムの唱える功利性の原理は「危険な原理である」(18)という批判が上がった。それに対しベンサムは、「社会」の人々の最大の幸福が政府関係者の最大の幸福であるべきだと捉えるのは誤解だと弁明している (19)。

しかし、ベンサムの功利主義に関する研究には、そもそもベンサムのいう「社会」には政府が関与していると指摘するものがある。例えばベンサムやジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) の功利主義に関する研究を行ったデイヴィッド・ライオンズ (David Lyons) は、ベンサムの功利性の原理を理解する際にはその「偏狭」 (parochial) 性を考慮するとよいと言及している (20)。というのもライオンズによると、ベンサムの議論における社会とは、すべての関わり合いを持つ人々という意味ではなく、実際には、政府がその行動に関与している人々を指す (21)。ここからライオンズのいう「偏狭」性とは、ベンサムの功利性の原理は、すべての人が考慮されるのではなく、限られた範囲の「社会」、つまり政府が関与した「社会」内の人だけが考

ベンサムの主張に反して「社会」と政府の密接な関係が研究者によって指摘される背景には、ベンサムの議論と産業革命期当時の時代背景との関わりが影響していると考えられる。ベンサムの思想の普及には1789年に勃発したフランス革命が影響している⁽²⁵⁾。19世紀初頭のイングランド議会は、フランス革命の影響から保守化していた。議会を構成する土地所有者たちは、フランス革命の影響によってイングランド国内で革命的な反乱が発生・拡大することを恐れ、いわゆる「血の法典」(Bloody code)による死刑執行の数を増やし始めた⁽²⁶⁾。

イングランドでは、1815年の時点で約225の犯罪に対して死刑罰が科され得る状況になっており、このような死刑罰を定めた法律群は「血の法典」と呼ばれる。「血の法典」の多くは、資産保護に関するものであり、特権階級、いわば土地所有者層による下層民に対する階級抑圧の一種であったという⁽²⁷⁾。ある貴族は、「人は、馬を盗んだために死刑に処されるのではなく、馬が盗まれてはならないために死刑に処されるのである」と、当時の窃盗に対する捉え方を表現した⁽²⁸⁾。これはつまり、土地所有者層にとって死刑罰は、自らの財産を侵害されたことに対する罰ではなく、自らの財産を侵害し得る行為に対する罰なのである。

土地所有者層は「血の法典」による死刑執行を通して、フランス革命に感化された過激な思想を持つ者とは関係を持たないよう庶民たちに脅しをかけたとされる (29)。 つまり、フランス革命の影響を受け、土地所有者層の中にある、自分たちが所有する財産を侵害されることに対する恐れと、下層の人々を支配し抑圧する権力の象徴の一つである「血の法典」への執着が再燃し増幅した。フレデリック・ローゼン (Frederick Rosen) によると、ベンサムの功利性の原理は、各個人の財産保持と安全性に対する関心に基づいて成立している (30)。 ローゼンは、ベンサムのいう「社会」の幸福は「社会」の安全性と密接に関連していると言及し、次のように述べた。ベンサムの場合、各個人は安全性に対して等しく関心を持っており、すべての個人の目的は安全性を最大化することである。そして、誰にとっても最大化できる唯一の利益は、安全性のような誰もが共有できる利益であり、長期的には自身の利益も促進されるため、最

終的には各個人の利益にもなる。別の見方をすれば、個人が一般的な利益に反して自分自身の利益を追求する場合、その者は最終的に社会の他のメンバーと対立することになる (31)。「社会」における個人の秩序を保つことや個人の財産を侵害されないことに対する関心が高まっていた時代において、ベンサムの功利主義は政府の影響下にある「社会」の幸福の最大化の正当性を示した理論であると捉えられ、土地所有者層に広く支持されたと考えられる。

さらにいえば、ベンサムの理論は、立法者の利益のために少数派の幸福を犠牲にすることを絶対的に正当化する政治的レトリックを示したとされる (32)。例えばベンサムは、イングランドのカトリック教徒やアイルランドのプロテスタントは、最大数の原則に基づいた場合、マジョリティに隷属する存在になる可能性があると言及している (33)。ベンサムの思想が広まった時代背景と、「社会」の幸福の最大化のために政治的・社会的・宗教的少数派の幸福の犠牲の可能性を示したベンサムの主張から、「社会」の幸福の最大化がマジョリティである立法者たちの幸福や利益追求と密接に関係していると解釈されたといえる。繰り返しにはなるが、ベンサム自身は反論しているものの、ベンサムの功利主義が支持された時代背景を考慮すると、少なくとも産業革命期においてはベンサムの功利主義における「社会」の利益は政府の利益と密接に関連していると広く捉えられていたと考えられる。

では、ベンサムは「社会」の幸福を増大させない傾向を持つ行為に対する法の在 り方、刑罰の在り方についてどのように考えていたのか。ベンサムは、法律の目的 について以下のように述べた。

あらゆる法律の一般的な目的は、社会全体の幸福を増進することにあり、またそのようなものであるべきである。そのため法律の目的は、社会から幸福を減少させる傾向のあるもの、言い換えれば害悪を、可能な限り取り除くことである (34)。

さらに続けて刑罰について次のように述べた。

しかしながら、刑罰というものはすべて害悪 (mischief) である。すべての刑罰はそれ自体において悪 (evil) である。功利性の原理に基づくならば、刑罰が容認すべきものであるにしても、それは刑罰がより大きな悪を取り除くことが約束される場合に限られる。⁽³⁵⁾

ベンサムは「社会」の幸福の最大化を妨げる「苦痛」を生み出す犯罪に対してのみ刑罰が必要だとし、いわば人工的な善(good) あるいは悪(evil) としての刑罰は、より大きな害悪を防止する限りにおいてのみ正当化されるとした。そして、刑罰の目的は犯罪を抑止することであり、穏やかな刑罰と残酷な刑罰の効果が同等である場合、可能な限り最も穏やかで、かつ効果的な刑罰が最も望ましいと主張した⁽³⁶⁾。加えてベンサムは、ある行動が一般的に有害なものかそうでないか、善(good) か悪(evil) かを決めるのは、その行動がもたらす利益の合計と害悪の合計の差であるとした⁽³⁷⁾。

そしてベンサムは、快楽と苦痛が法律、つまり刑罰とどのように関連するかについて言及している。ちなみに、ベンサムは人間が感受できる個々の単純快楽として、感覚の快楽(味覚、性的感覚、身体的運動など)、富の快楽、親睦の快楽、名声の快楽、休息の快楽など14を挙げ、一方で個々の単純苦痛として、欠乏の苦痛、感覚の苦痛、悪名の苦痛など12を挙げ⁽³⁸⁾、このような快楽や苦痛のうち法律において検討されないものはないとして以下のように述べた。

一つの犯罪が行われたとしよう。それは別の人間におけるすでに述べた快楽のいずれかを打ち消そうとするか、苦痛のいずれかを生み出そうとする傾向に他ならない。したがって、その犯罪は害悪をもたらし、その犯行を罰するための根拠となるものである。犯行によって利益を得ようとする動機あるいは誘因となるものは、すでに述べた快楽のいずれかを得られるという予想であり、このような苦痛のいずれかを逃れることができるという予想である。その犯罪を行った者は罰せられるべきだろうか?刑罰が加えられ得るのは、ただ、すでに述べた苦痛のうちの一つ、あるいはいくつかを生み出させることによってである。390。

上述のように「刑罰が加えられ得るのは、ただ、すでに述べた苦痛のうち一つ、あるいはいくつかを生み出させることによってである」とあることから、ベンサムは、ある行為が苦痛を生み出す場合、つまり「社会」全体の幸福の総量を減少させる傾向を持つ行為に対しては、法の下に刑罰が加えられる可能性を示した。そしてこの刑罰というものは、そもそも「社会」に害悪を与える要素であるため、合理的な範囲における必要悪としての、しかし「社会」から害悪を取り除く上で欠かせない役割を担っている。つまりベンサムの功利性理論において、犯罪によって「社会」が被る害悪と刑罰という人工的な害悪は、両方が「社会」の幸福の増大という目的の

ための犠牲としてお互いに相殺されると捉えたとき、両方はその「社会」に対する 害悪の大きさにおいてほぼ等しいと考えることができる。そしてベンサムの功利性 理論は、「社会」に害悪を与える傾向を持つ行為に対する法の下の刑罰の正当性を示している。ここから、ベンサムの功利主義における「社会」の「マイノリティ」に ついて考えたとき、「社会」全体の幸福の最大化を追求するという恒久的な目的に反して「社会」に苦痛を生み出し、「社会」全体の幸福の総量を減少させる存在、とそれは設定されることができ、「マイノリティ」と刑罰を加えられ得る存在とは密接な 関連がある。ベンサムの功利主義の下に示された「社会」の在り方は、「社会」の利益を増大させる存在と利益を減少させる存在、更に踏み込んでいえば、「社会」にとって有益な者とそうでない者、という視点によって市民の優劣をつけ分類することの 正当性を論理的かつ端的に示したものである。

第二章 フーコーの刑法改革における「下層民」(40) と功利主義の下の「マイノリティ」

本章では、ミシェル・フーコーが著書『監獄の誕生』に記した刑法改革論から、 刑法改革の特徴と、改革推進と功利性追求による「下層民」と「マイノリティ」の 関連性について検討する。その中で、「下層民」と関連する「放浪」についても取り 上げる。

第一節 刑法改革:産業資本家の動向に注目して

刑法改革の歴史的な位置付けを考える上で参考になるのは、ミシェル・フーコーによる刑法改革論である。フーコーは著書『監獄の誕生』(1975 年)において、刑法改革は旧体制下の圧政と厳罰に苦しむ人々の解放と自由を勝ち取るための運動であるという従来の捉え方だけでは見えない、改革の本質を冷静に論じた (41)。フーコーの議論は、産業革命期の政治、思想、社会など幅広い時代性に即して分析が進められており、フーコーが示す刑法改革論は「ジプシー」政策分析において重要な示唆となるものである。

フーコーは刑法改革について以下のように総括する。

[刑罰の改革における] 目標の位置をずらし、目標をはかる尺度を変えること。今や一段と微妙な、だが社会体のなかに一層広範に広がっている標的にとどくため、新しい戦術を立てること。社会体のなかで処罰を調整しそ

の成果を適合させるため、新しい技術を見つけ出すこと。懲罰の技術を正規のものに整え、完成させ、普遍化するため、新しい原則を定めること。その技術の行使を同質的なものにすること。その技術の効果を増し、それの回路を多様にすることによって、それの経済的で政治的な費用を減らすこと。要するに、処罰する権力の新しい経済策および新しい技術論を組み立てること。おそらく以上が、十八世紀における刑罰改革の本質的な存在理由であるにちがいない。⁽⁴²⁾

そもそも啓蒙思想家らが掲げた刑法改革のスローガンは、絶対的な権力による理不尽で残酷な刑罰体制の見直しだった。刑法改革は、一見このような旧体制批判によってのみ支持され推進されたように思われるが、フーコーによると、産業資本家(ブルジョアジー)の影響力の拡大と、彼らの内にある財産侵害行為に対する危機感の増大が、刑法改革が受け入れられ継続された大きな要因であるという。

産業革命期には、まさに産業化によって新興の産業資本家が増加し力を持ち始めていた。しかし、依然として地主階級による政治権力の独占状態は続いており、彼らに対する不満と怒りから、産業資本家、労働者、そして下層の人々も加わった雑多な群衆による蜂起や暴動が発生していた (43)。また、産業資本家は、部分的な土地の所有権を手にしていくことによって、彼らの財産を脅かす存在になりつつあった財産侵害行為への警戒も強めていく。フーコーは以下のように述べる。

農民層が獲得したり保持したりしてきたすべての暗黙事項([中略] たとえば共同放牧権、枯木ひろい、など)は、今や、新しい地主たちがそれらを単なる犯罪[=法律違反]と定めて追いまわすのである(その結果、農民層のほうには一連の反動、[中略]ますます犯罪的な反動がひき起こされる。たとえば、所有地への不法な立入り、家畜の強奪ないしは虐殺、放火、暴行、殺人)。最も乏しい人々の生存をしばしば保証していた、権利にかんする違法行為は、所有権に新しい地位が与えられると、財産にかんする違法行為に変わろうとする傾向をおびるわけである。(44)

産業資本家が土地の所有権に対する侵害行為を黙認できなくなる傾向は、富の一般的な増加と人口の急増が進んだ18世紀後半から強まり、次第に商業や工業の分野においても、産業資本家は所有権の侵害を黙認できなくなっていった⁽⁴⁵⁾。前章第二節で、

土地所有者層のような特権階級の間にあった、伝統的な所有財産の侵害行為に対する警戒と「血の法典」の関係について言及したが、一方で産業資本家もまた、財産 侵害行為に対して神経を尖らせ始めていたのである。

上述の「最も乏しい人々」による権利の行使を見逃すことができなくなった産業資本家は、財産侵害行為すべてが効率よく処罰されることを望んだ。しかし、旧体制下では「最も乏しい人々」の違反行為すべてが規定に沿って適正に処罰されていたわけではなかった。フーコーによると、旧体制下では数十年あるいは数百年の間公布・改正・廃止を繰り返し規定内容が複雑になっている法律があったり、権力側によって犯罪が黙認されたり無視されたりして、処罰が規則的に行われない実態があった。「最も不利な扱いをされていた社会層の人々は、原則的には特権をもたなかった。だが彼らは、法と慣行が課す彼らの義務の周辺部で、力によるか不屈さによるかして獲得した、黙認の余地を活用していた」(46)とフーコーは指摘する。この「最も不利な扱いをされていた社会層の人々」の違反行為に対する「黙認の余地」は、産業資本家にとって望ましくないものだった。繰り返しになるが、産業資本家は、政治権力を独占する特権階級に対する不満と、財産を脅かしかねない者、つまり「最も乏しい人々」であり「最も不利な扱いをされていた社会層の人々」に対する警戒心を募らせていたのである。

このような産業資本家の思惑と合致したのが、啓蒙思想家が掲げた刑法改革だった。「刑罰の改革は、君主の超権力に反する戦いと、違法行為の獲得および黙認につけこむ下層権力に反対する戦いとの接合点で誕生した」(47)のである(48)。

ここで、財産を犯しかねない者として、刑法改革の理念の下で一括りにされた者を「下層民」とすると、特に産業資本家は、自らの功利に対する害悪性の大きさを明確にした「下層民」という存在が効率よく取り締まられることを望んだ。産業資本家にとって「下層民」は、法の下に利益の最大化と害悪の除去の正当性が示される「社会」の中の「マイノリティ」であったといえよう。

第二節 「下層民」と「放浪」:「民衆層」の認識に注目して

前節で言及したが、生活の権利行使のために黙認されていた面もあったとされる 違法行為、つまり法律に違反する行為は、フーコーによると「一連の矛盾のなかに 置かれていた」⁽⁴⁹⁾ という。フーコーは、「下層の社会領域」では上記のような違法行 為は「道徳上ではないにせよ法律上は区別されがたい犯罪行為」⁽⁵⁰⁾ つまり法律の下 で罰せられる行為と関連性があったとした。この矛盾を含んだ行為としてフーコー は放浪を挙げ、次のように述べた。

放浪(けっして適用されなかったに等しいにせよ王令との関係では、それは厳罰に処される定めになっていた)は、それに含まれる略奪、より加重される盗み、時には殺人などの点で、失業者、変則的に親方のもとを去った職人、何らかの理由で主人から逃げ出した召使、虐待された徒弟、脱走兵、すべての徴兵忌避者など、こうした人々が好んで受け入れた折衷策であった。したがって犯罪行為は、民衆層(les couches populaires) (51) がいわば生活条件として重視していた、より広範な違法行為に基盤を持っていた。(52)

上記でフーコーは、国王による法令の下で取り締まられた「放浪」について言及し ている。ここで、「放浪」に対する政策史という視点から、イングランドにおける「放浪」 取り締まりの目的の変化と社会構造の変化との関連について説明を加える。例えば、 1348 年頃に大流行した黒死病による農村部および都市部での深刻な労働力不足によ り(53)、労働の価値は著しく上昇し(54)、良い賃金を求めて各地をさまよい移動する者 が増加した (55)。 その後も 14 世紀から 15 世紀にかけて、イングランドでは生まれ育っ た農村を離れ、職を求める者は増加し続けた。彼らは日雇いの働き手となり、より 高賃金・好待遇を求めて移動した。そのような人々は、「あわれな無産貧民ではなく、 自己の意志に基づき、積極的に一切の規制を排して村から出ていく」(56)のであり、 いわば自発的な放浪者であった (57)。このような背景により働き手の領主離れは一気 に加速した。安価な労働力の確保が困難になった土地の所有者たちは、働き手がよ り好条件な労働環境を求めて放浪することを阻止すべく、「放浪」を違法行為とし厳 罰対象としたのである⁽⁵⁸⁾。また 16 世紀に入り商業が重要視されると、略奪行為への 対処が急務となり、「放浪」取り締まりの目的は労働力の流出阻止から犯罪行為の規 制へ変化する。というのも、前述のような背景の中でイングランドにおける封建制 度は揺らぎ始め、一方で商業が経済的支柱として重要な役割を果たすようになる (59)。 しかし、商取引の大部分を担っていた外国人商人は、商品の輸送中に襲撃され強奪 される危険と常に隣り合わせだった(60)。そのため、イングランド国内を商人が安全 に行動できるよう、国王の下「放浪」取り締まりに関してその犯罪性に焦点が当て られるようになるのである(61)。その他、身体が健康でかつ丈夫であるにもかかわらず、 定まった居住地をもたなかったり物乞いをしたりして税金を払わず、教区の負担を 増大させる行為など、貧民救済制度⁽⁶²⁾ との関連等によって様々な行動が「放浪」と

して規定されることとなる。具体的には例えば、船荷品や商品を海で紛失したと偽って物乞いをする船乗り業の者、あるいは各地をさまよう剣士や熊使い、許可を得ていない幕間劇の演者、奇術師、呼び売り商人などがある⁽⁶³⁾。このイングランドにおける「放浪」として規定された行動と前述のフーコーによる「放浪」の説明を照らし合わせると、「放浪」と、何らかの理由で正規の職を失い個人で生活費を稼ぐための生活手段、そして犯罪の危険性との関連性が読み取れる。

フーコーは、歴史的・政治的・社会的影響により独特な背景を持つ「放浪」と、「民 衆層」との関係に焦点を当てながら以下のように続ける。

だが逆に、この違法行為は犯罪行為の、限りない増大因子であった。そのことから、民衆の態度には一つの両義性が生じる。すなわち、一方では犯罪者(不当な主人から追い出された農民など)は、その行為の自然発生的な価値増大から利益を得ていた、つまり暴力行為をやってのけても、そこには過去の戦いとの一直線なつながりがあると考えられていた。だが他方で、ある人間が人々に容認されていた、ある種の違法行為に漬け込んで犯罪を行い、人々に迷惑がかかった場合、例えば物乞いをする放浪者が盗んだり殺人を行うと、簡単にそれは特定の憎悪の対象になっていた。というのは、もっとも不遇な下層民たちにむかって彼は、彼らの生活条件に組み入れられているとはいえ違法行為をやってしまったからである。(64)

フーコーによると、「民衆層」の認識として、違法行為である「放浪」は、これまでは法律の下で厳罰対象と規定されていても実際は黙認される場合も多く、違法行為ではあるものの歴史的・政治的・社会的に容認されていたが、違法行為が容認されているのをいいことに窃盗や殺人のような犯罪が引き起こされ「人々に迷惑がかかった場合」には、「放浪」は犯罪行為となり「特定の憎悪の対象」となる。このような「民衆層」の、「放浪」を行う者による窃盗や殺人行為に対する視線の厳しさは、前節で言及した産業革命期の産業資本家による財産侵害行為に対する危機感と重なる。

しかし注意しなければならないのは、ここでフーコーのいう「民衆層」は、違法 行為と犯罪行為を内包する「放浪」者と異なる存在として論じられていないことで ある。「放浪」にかこつけて犯罪行為を行う者は「放浪」を生活手段として違法行為 を行う者の中に存在し、その両者を含むのが「民衆層」なのである。それぞれの関 係性は以下のフーコーの言葉からもわかる。 このように犯罪をめぐって讃辞と侮辱が結び合わさっていたわけで、この不安定な人間(犯罪者や放浪者など)にたいしては、実際上の援助と恐怖が交互に差し向けられていた、なぜならば人々は、自分が彼らと近接した人間であるのが分かっている一方では、彼らが犯罪をおこしかねないのを明確に感じていたからだ。民衆の違法行為(L'illégalisme populaire) (65) は、それの極端な形式であると同時にそれの内在的な危険である犯罪行為の中核をすっぱり包み込んでいたのである。(66)

上記引用の「人々」は「民衆層」の人々を指すと理解すると、「民衆層」の人々は、生活のために「放浪」し違法行為を行う者と、その違法行為を行う者の中にあって犯罪行為を行う者、この両者と「近接」しながら生活している。そして前者に対しては「讃辞」や「援助」のような肯定的な思いを寄せ、自らと「近接」する存在として容認している。一方で後者に対しては「侮辱」や「恐怖」のような否定的な感情を抱き、自らと「近接」する存在ではあるものの受け入れてはいない。

このように「民衆層」の人々は、自らと「近接」し自らに内在する「放浪」に対

して相反する視線を向けているが、ひとたび「民衆層」の人々に「迷惑がかかった 場合」、「放浪」は「特定の憎悪の対象」になる。ここからは「民衆層」の、自らの 財産を守り犯罪行為を容認しないという意志と、犯罪行為に対峙することで展開さ れる共同体意識が垣間見える。「放浪」によって「民衆層」の人々に「迷惑がかかっ た場合」、いわば害を与えられた場合、「民衆層」の人々にとって「放浪」は「侮辱」 「恐怖」「憎悪」一色の対象になり、「民衆層」の中から排除すべき存在になるのである。 ここで、「民衆層」と「放浪」、そして前節で取り上げた「下層民」の関係を見て みる。繰り返しになるが、刑法改革を支持した産業資本家らは、従来は黙認される こともあった「最も不利な扱いをされていた社会層の人々」の行為、つまり「放浪」 を容認しなかった。産業資本家にとってより重要だったのは、「放浪」が生活のため か犯罪のためか見極めることではなく、「放浪」による財産の侵害を防止すること、 いわば「放浪」によって自身が被る害悪を払しょくすることであった。そのため産 業資本家は、「放浪」者は黙認されることなく全て、刑法改革の下「下層民」として 効率的に取り締まられることを望んだ。一方、「放浪」者を内包する「民衆層」の人々 もまた、自身に「迷惑がかかった場合」、いわば害悪を被った場合には、「放浪」者 を一緒くたに「侮辱」「恐怖」「憎悪」の対象とし、犯罪を行う者と認識したとされ 40 (14)

る。フーコーは、刑法改革における「下層民」規制強化という側面に関する「民衆層」の反応について定かにしていないが、上述のような、「民衆層」が自身に害を与えうる存在である「放浪」者を法の下で罰せられるべき存在と認識する構図は、産業資本家が自身に害を与えうる存在を法の下で罰せられるべき「マイノリティ」と認識するという構図と重なる。「放浪」者は、産業資本家だけでなく、「民衆層」からも「マイノリティ」と認識される状況ができつつあったのである。

フーコーによる民衆の違法行為に関する理論を研究するデリオ・ヴァスケス (Delio Vásquez) は、フーコーは『監獄の誕生』において、資本主義に対する最初期の社会運動であり闘争の一つとしての「犯罪」というものに焦点を当て、法律を破ることの政治的意味と放浪の犯罪化との関連性を理論的に明らかにしたと分析する (67)。「民衆層」の人々は、その功利性に反する犯罪行為が行われた場合、伝統的には自らに内包された存在である「放浪」者を一括りに犯罪行為を行う者と認識し対峙する。ヴァスケスの議論を「民衆層」の視点から見たとき、「放浪」者が犯罪行為を行う者、いわば法の下に刑罰を加えられ得る存在「マイノリティ」であることの正当性は、「民衆層」の内で起こる、害悪を増大し得る反乱行為である「犯罪」を、「民衆層」の功利性に基づき鎮圧・排除することによって示されるのである。

おわりに

ベンサムの功利性理論において「社会」の利益の最大化による幸福な「社会」の 実現方法が示されたが、「社会」の利益増大の必要性・可能性の追求は、同時に「社会」 の利益を減退させうる要素を浮き彫りにするものであり、その要素を、幸福な「社会」 実現のため法の下の刑罰によって対処すべきか正当化するものである。「社会」の利 益の最大化が法律や国家、市民一人ひとりが目指すべき最善であると示したベンサ ムの功利性理論は、市民社会を、「社会」にとって有益な行いをする、法の下に生活 する者と、「社会」に害を及ぼす、法の下で処罰されるべき者、この二つの存在に分 けた。そして、「社会」の利益の最大化という市民社会の目標に沿わない前述の後者は、 「社会」の「マイノリティ」であり、ベンサムの理論は「マイノリティ」と法を犯す 者を単純に結びつくかたちで法則化した。

ベンサムの功利性理論からみえる「社会」の利害に基づく「マイノリティ」形成の構造は、フーコーが示した刑法改革の社会的背景からもうかがえる。産業革命期に台頭した産業資本家の多くは、啓蒙思想家が提唱・推進した刑法改革を支持した。 産業資本家は、それまで絶対権力によってうやむやにされる場合もあった財産侵害 行為を、網羅的・徹底的・効率的に取り締まることを望んだ。財産侵害行為に対する産業資本家の警戒心は、次第に、生活のため権利を行使していると認識されていた「放浪」者や、殺人などを犯し「放浪者にまぎれていた犯罪者などを一括りにした「下層民」に対する警戒の必要性の主張へと発展した。産業資本家による「下層民」に対する網羅的取り締まりの主張は、「社会」の利益となるか害悪となるかという単純な基準によって処罰の必要性を示すベンサムの功利性理論に通ずるものがある。「下層民」に対するこのような産業資本家の不満を汲み取り、時流に乗るかたちで啓蒙思想家による刑法改革は加速度的に推し進められ、財産侵害行為の恣意的な取り締まりから「下層民」の効率的な取り締まりへと移行したのである。

「下層民」取り締まりの徹底を主張する要因となった産業資本家の「下層民」に対 する警戒心、そして犯罪行為を行う「放浪」者に対する「民衆層」の猜疑心を、「ジ プシー」の事例と照らし合わせると、「エジプシャン」取締法(1554年、1562年)廃 止後の新聞記事にみられる道路周辺の迷惑行為に対する周辺住民の、「放浪」者や犯 罪を起こしそうな者がないまぜになった「ジプシー」という存在に対する警戒心と 重なって見える。フーコーは、刑法改革が行われていた当時の「民衆層」の間には、 「放浪」に対して、生活のための権利行使という「讃辞」と犯罪行為という「侮辱」 のような相反の複雑な認識があったとしたが、少なくとも有料道路法(1822年)施行 当時の「ジプシー」に対する地域住民からは「讃辞」の視線は確認できない。ここ から、刑法改革運動の中で、旧来の、わかりにくく複雑で、恣意的で非効率な司法 制度が見直され、啓蒙思想家が目指す犯罪と刑罰の単純化・直結化の推進は、その 法制度の明快さゆえに社会にすばやく、広く浸透したと考えられる。さらにそこに、 法が定める範囲を逸脱しうる「放浪」者に対する恐怖心が加わり、「放浪」者は地域 「社会」の利益を阻害する者と容易く結び付けられ、法の下に刑罰を受けるべき者「マ イノリティ」として、摘発されることになったと考えられる。「ジプシー」は、地域「社 会」の利益を阻害する者として、「放浪」者と結びついた存在の代表の一つだったと いえよう。

注:

(1) のちに「ジプシー」に転訛。なお括弧付きの「エジプシャン」、「ジプシー」、「放浪」は法律が取締対象として明記した文言を指す。

「ジプシー」(Gypsies, Gipsies, Gypseies, etc.) という呼称が広く使用されるようになった時期は定かではないが、本研究が扱う産業革命期では法律や議会関連資料上で広

く使用されていた。一方今日では、「ジプシー」という呼称は、差別的な他称である 等の理由により、日本を含む多くの地域で使用が控えられている場合が多い。本研 究では、産業革命期当時の一次資料に則って「ジプシー」や「エジプシャン」のよ うな表記をそのまま使用する。

- (2) Beccaria, Cesare, *Dei Delitte E Delle Pene*, Coltellini, 1764. 英訳: *On Crimes and Punishments and Other Writings*, edited by Richard Bellamy, Cambridge: Cambridge University Press, 1764¹, 1995. 邦訳:ベッカリーア、チェーザレ、小谷眞男訳、『犯罪と刑罰』、東京大学出版会、2011 年。
- (3) Bentham, Jeremy, *Theory of Legislation*, new and chapter ed., translated from the French of Etienne Dumont by R. Hildreth, London: Kegan Paul, 1802¹, 1911, pp. 353-354.
- (4) 拙稿、「産業革命期イングランドにおける『ジプシー』関連法の近代化」、博士論文、東北大学、2022年。上記の博士論文では、「エジプシャン」取締法(1554年、1562年)の廃止は、「エジプシャン」を取り締まる必要性から両法を存続させる利益よりも、両法が廃止されずに残ることによる不利益、例えば死刑判決を下す裁判官の負担を優先させたことによる影響だとした(拙稿、「『ジプシー』関連法の近代化」)。このような功利性に基づく法改正理論の背景にはジェレミー・ベンサムの思想が影響していると考えられる。ベンサムの理論に関しては本論文第一章で詳述するが、彼は刑罰を許容すべきではない場合として1)根拠がない場合、2)効果がない場合、3)利益がない場合、あるいはあまりに経済的でない場合、4)必要がない場合の四つを挙げている(Bentham, Jeremy, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, edited by J. H. Burns and H. L. Hart, London: The Athlone Press, 1789¹, 1970, pp. 158-159. 邦訳:中山元、『道徳および立法の諸原理序説』(上・下)、筑摩書房、2022年。邦訳書を参照しつつ訳は筆者による)。上述の博士論文の結論をベンサムによる刑罰論と照らし合わせてみると、「エジプシャン」取締法(1554年、1562年)の下での「エジプシャン」に対する死刑罰は上記の3)利益がない場合に該当したと考えられる。
- (5) 18世紀の裁判官であったウィリアム・ブラックストン (William Blackstone) によると、人間の土地あるいは保有財産に対する実際の損害は三つあり、一つ目は「生活妨害」 (nusance) によるもの、二つ目は「有害行為」(nocumentum) によるもの、そして三つ目は「迷惑行為」(annoyance) によるものである。「有害行為」と「迷惑行為」は、他人を傷つけたり周囲に不便を被らせたり、何かを壊したりする行為を意味する。「生活妨害」には二種類あり、公衆に迷惑を及ぼし、全ての臣民に迷惑をかける公的または一般的な迷惑である「公的生活妨害」(public nuisance) と、他の土地、保有財産、または遺産に関する損傷や迷惑行為に対して定められた「私的生活妨害」(private nuisance) がある (Blackstone, William, Commentaries on the Laws of England, 4 vols, vol. 3, Oxford: Clarendon Press, 1768, p. 216)。
- (6) 拙稿、「『ジプシー』関連法の近代化」。

- (7) Mayall, David, Gypsy-travellers in Nineteenth-Century Society, Cambridge: Cambridge University Press, 1988; English Gypsies and State Policies, Hertfordshire: University of Hertfordshire Press, 1995; Fraser, Angus, The Gypsies, 2nd ed., Oxford: Blackwell, 1992¹, 1997; 水谷縣、『ジプシー史再考』、柘植書房新社、2018 年; Willems, Wim, In Search of the True Gypsy; From Enlightenment to Final Solution, New York: Routledge, 1997.
- (8) フーコー、ミシェル、田村俶訳、『監獄の誕生―監視と処罰』、新潮社、2020 年。原著: Surveiller Et Punir: Naissance de Prison, Paris: Éditions Gallimard, 1975. cf. 重田園江、『ミシェル・フーコー:近代を裏から読む』、筑摩書房、2011 年。
 - フーコーの議論を扱う上で「刑法改革」という表現を用いることに関して説明を加 える。
 - フーコーは『監獄の誕生』の中で、「身体刑」が社会と密接に関係していた「旧体制」時代、その後の「啓蒙時代」、さらに犯罪者処罰の際にも犯罪者の「人間性」は尊重されなければならないという考えが発展する 19 世紀という時代区分を示している。フーコーは、刑罰によって人間を「到達すべき状態」に変化させることを目標としたのが 19 世紀であり、刑罰によって人間を「尊重することができるように無疵のままに残しておかなければならないもの」とすることが重要だとされたのが「啓蒙時代」であるとした(フーコー、『監獄の誕生』、86 頁)。
 - この「啓蒙時代」の改革について、『刑罰の誕生』では「刑罰の改革」(la réforme pénale)(Cf. フーコー、『監獄の誕生』、101 頁; Surveiller Et Punir, p. 90) や「《改革》」(réforme)(Cf. フーコー、『監獄の誕生』、93 頁; Surveiller Et Punir, p. 83) と表現されている場合が多く見られ、「犯罪法の改革 (La réforme du droit criminel) は、処罰権の再調整のための一つの戦略というふうに読み取っていく必要があるわけであり、…」(フーコー、『監獄の誕生』、93 頁; Surveiller Et Punir, p. 83) と言及されている箇所もあるが、「犯罪法の改革」という表現は多く見られない。
 - 一方、邦文研究や英文研究においては「刑法改革」(Cf. 大谷實、「イギリス 18 世紀刑法思想の一断面―Samuel Romilly (1757~1818) を中心として―」、矢崎光圀ほか編、『近代法思想の展開』、有斐閣、1981 年、72 頁)、"Criminal Law Reform"(Cf. Follett, Richard R., Evangelicalism, Penal Theory and the Politics of Criminal Law Reform in England, 1808-30, New York: Palgrave, 2001) と表現されている場合が多く見られる。
 - また、法哲学者であるロジャー・A・シナー (Roger A. Shiner) は、「刑法と刑罰制度の改革」(Reform of the criminal law and of the penal system) (Shiner, Roger A., "Theorizing Criminal Law Reform", *Crime Law and Philos*, vol. 3, pp. 167-186, 2009, p. 172) というように「刑法改革」と「刑罰制度改革」の二つの違いを明確にせず同列に議論しているように見える。
 - このように、フーコーが示したような「啓蒙時代」の改革の呼び方は厳密に統一されているわけではなく、おそらく、フーコーによる「《改革》」が最も適切な表現と

いえるかもしれない。しかし、本論文では便宜上、邦文研究および英文研究上で最 も一般的な表現である「刑法改革」を用いることとする。

- (9) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, pp. 11-12.
- (10) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 11, note a by the Auther, July 1822.
- (11) ベンサムの議論における「政府」についてだが、ベンサムは、役人だけでなく、司法 手続きに従事する者についても言及している (Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, pp. 14-15, note d by the Auther, July 1822.)。本論文第一章第二 節で言及するが、彼の理論は立法者、つまり国会議員の利害も考慮されたものだとい う見解もある。ここから、ベンサムのいう「政府」はイングランドの統治機関として 比較的広い意味で用いられていると思われる。
- (12) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 11, note a by the Auther, July 1822.
- (13) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 14, note d by the Auther, July 1822.
- (14) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 11.
- (15) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 12.
- (16) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 12.
- (17) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, pp. 12-13.
- (18) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 14, note d by the Auther, July 1822.
- (19) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 14, note d by the Auther, July 1822.
- (20) Lyons, David, In the Interest of the Governed: A Study in Bentham's Philosophy of Utility and Law, Oxford: Clarendon Press, 1973, p. 24.
- (21) Lyons, In the Interest of the Governed, p. 24.
- (22) Lyons, In the Interest of the Governed, p. 32.
- (23) Burns, J. H., "Happiness and Utility: Jeremy Bentham's Equation", *Utilities*, vol. 17-1, Cambridge University: Cambridge University Press, pp. 46-61, 2005, p. 52.
- (24) バーンズは、ライオンズの指摘するベンサムの功利性の原理における「偏狭」性を 取り上げベンサムの議論の危険性に賛同する一方で、ベンサムの議論にみられる普 遍性・柔軟性についても言及している (Burns, "Happiness and Utility", pp. 52-53)。
- (25) Rosen, Frederick, "Majorities and Minorities: A Classical Utilitarian View", Chapman, John W. and Wertheimer, Alan edited., Majorities And Minorities: Nomos XXXII, pp. 24-43, New York: New York University Press, 1990, p. 34.
- (26) Palmer, Stanley H., Police and Protest in England and Ireland: 1780-1850, Cambridge:

- Cambridge University Press, 1988, pp. 141-142.
- (27) Knowles, Julian B., The Abolition of the Death Penalty in the United Kingdom: How it Happened and Why it Still Matters, London: Death Penalty Project, 2015, p. 9.
- (28) Knowles, The Abolition of the Death Penalty in the United Kingdom, p. 9.
- (29) McLynn, Frank, Crime and Punishment in Eighteenth-century England, London: Routledge, 1989, p. 334.
- (30) Rosen, "Majorities and Minorities", p. 34.
- (31) Rosen, "Majorities and Minorities", p. 28.
- (32) Burns, "Happiness and Utility", pp. 57-58.
- (33) Bentham, Jeremy, *Deontology; Together with a Table of The Springs of Action and The Article on Utilitarianism*, Amnon Goldworth edited, Oxford: Clarendon Press, 1983, 1997, p. 310. この『義務論』は未刊行のベンサムの小冊子等をまとめた書籍である。
- (34) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 158.
- (35) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 158.
- (36) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, cf. pp. 38-41; 165-174.
 cf. 小松春雄ほか、『イギリス政治思想史』、木鐸社、1974 年、213-220 頁。
- (37) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 74.
- (38) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, pp. 42-43.
- (39) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, p. 49.
- (40) 本論文で取り上げる「下層民」(d'en bas)(フーコー、『監獄の誕生』、96頁; Surveiller Et Punir, p. 86) だが、フーコーは刑法改革論において「下層民」のような決まった表現を定義して多用しているわけではなく、例えば後述するように「下層の社会領域」(フーコー、『監獄の誕生』、95頁)「最も不利な扱いをされていた社会層の人々」(フーコー、『監獄の誕生』、95頁)「この不安定な人間」(フーコー、『監獄の誕生』、96頁)など様々な表現を用いている。
- (41) フーコー、『監獄の誕生』。
- (42) フーコー、『監獄の誕生』、103頁。
- (43) トレヴェリアン、G. M.、大野真弓監訳、『イギリス史 3』、みすず書房、1975 年、116 頁。
- (44) フーコー、『監獄の誕生』、98頁。
- (45) フーコー、『監獄の誕生』、96-98 頁。
- (46) フーコー、『監獄の誕生』、95頁。
- (47) フーコー、『監獄の誕生』、101 頁。
- (48) 自らの所有権問題が絡んだ途端に違反行為をすんなりとは認めないとした産業資本家の動向は、それまで根本的な対立はなかった社会階層間に軋轢を生じさせ始める。このような動向によって、「下層民」の違反行為すべてを取り締まり、それらを効率的かつ確実に処罰する必要性が高まっていくのである(フーコー、『監獄の誕生』、96頁、

98 頁、99-100 頁)。この「下層民」取り締まり強化を背景とした「記号体系化」(cf. フーコー、『監獄の誕生』、99 頁)と「放浪」取り締まりに関する法律、および「ジプシー」政策との関連性は別稿で取り上げる。

- (49) フーコー、『監獄の誕生』、95-96 頁。
- (50) フーコー、『監獄の誕生』、96頁。
- (51) フーコー、『監獄の誕生』、96頁; Surveiller Et Punir, p. 85.
- (52) フーコー、『監獄の誕生』、96頁。
- (53) Cf. Rogers, James E. *Thorold, Six Centuries of Work and Wages: The History of English Labour*, Kitchener: Batoche Books, 1884. 黒死病により亡くなったのはイングランド人口の20パーセントとも50パーセントともいわれる(小山路男、『イギリス救貧法史論』、日本評論新社、1962年、25頁; 大野真弓編、『イギリス史』、山川書院、1973年、99頁)。
- (54) 農村労働者の賃金上昇は50パーセントであったとされる(小山、『イギリス救貧法史論』、25頁)。
- (55) Gillin, J. L., "Vagrancy and Begging", American Journal of Sociology, 35-3 vols, pp. 424-432, p. 427.
- (56) 岡田与好、『イギリス初期労働立法の歴史的展開・増補版』、御茶ノ水書房、1970年、73頁。
- (57) Cf. 岡田、『イギリス初期労働立法』、74 頁; Leonard, E. M., *The Early History of English Poor Relief*, Cambridge: Cambridge University Press, 1900, pp. 5-6.
- (58) cf. 23 Edward III; 34 Edward III; Chambliss, William J., "A Sociological Analysis of the Law of Vagrancy", Social Problems, vol. 12-1, pp. 67-77, 1964, pp. 68-69.
- (59) Chambliss, "A Sociological Analysis", p. 72.
- (60) Chambliss, "A Sociological Analysis", p. 72; Hall, Jerome, *Theft, Law and Society*, Boston: Little, Brown and Company, 1935. 邦訳:ホール、ジェローム、大野真義訳、『窃盗・法および社会』、有斐閣、1977 年、17-51 頁。
- (61) cf. 22 Henry VIII c. 12
- (62) イングランドの貧民救済制度に関する法律として最も有名なのはエリザベス一世統治下のいわゆる救貧法(43 Elizabeth I c. 2、絶対王政の救貧諸立法が集大成された法律〈39 Elizabeth I c. 3〉の再版)であろう。この救貧法は、貧民救済制度のより効率的な運用を推進したもので、第二次世界大戦後の一連の社会保障・社会サービス立法、いわゆるベヴァリッジ報告書によって「国民扶助」が導入されるまでの間、「義務的救済制度の基本法」となったとされる。「義務的救済制度」とは、強制的課税に基づく公的な救済を、私的な慈善と対照するものである(大沢真里、『イギリス社会政策史』、東京大学出版会、1986年、1頁、22頁、56頁・註 5)。
- (63) 39 Elizabeth I c. 4
- (64) フーコー、『監獄の誕生』、96頁。

- (65) フーコー、『監獄の誕生』、96頁; Surveiller Et Punir, p. 86.
- (66) フーコー、『監獄の誕生』、96頁。
- (67) Vásquez, Delio, "Illegalist Foucault, Criminal Foucault", *Theory & Event*, vol. 23, Baltimore: Johns Hopkins University Press, pp. 935-972, 2020.

Criminal Law Reform as the Background of "Gypsy" Regulation in England during the Industrial Revolution: Focusing on Utility and "Minorities"

Томікаwa Takako

Abstract

This article aims to focus on Jeremy Bentham's theory of utility, which served as the driving force behind the abolition and revision of laws related to "Gypsy" regulation, as well as analyzing "minorities" in "the community" formed under the idea of reform through Michel Foucault's theory of criminal law reform.

Bentham's utility theory showed how to realize the happy "community" by maximizing the benefits of "the community". The pursuit of the necessity and possibility of increasing the benefits of "the community" at the same time highlights the factors that can reduce the benefits of "the community" that should be dealt with or justified by punishment under the law. Bentham divided civil society into two entities: those who live under the law, who do good things for "the community," and those who do harm to "the community" and should be punished under the law. The latter, who are not in line with civil society's goal of maximizing the benefits of "the community", are "minorities" of "the community". And Bentham's theory was formalized in a way that simply associated "minorities" with illegal people.

The industrial capitalists who supported criminal law reform did not condone the behavior of people from the most disadvantaged social strata who were treated most unfavorably, or wanderers, which was sometimes tolerated in the past. For industrial capitalists, it was more important not to determine whether wandering was for living or for crime, but to prevent the wanderers from encroaching on their property. It was, so to speak, to get rid of the harm that might be inflicted by the wanderers. Industrial capitalists therefore hoped that the all wandering would not be acquiesced and effectively dealt with as "d'en bas" under criminal law reform. On the other hand, the people of the "les couches populaires" which included wanderers, comprehensively regarded wanders as objects of contempt, fear, hatred and harm and recognized them as criminals. This construction, in which the "les couches populaires" perceives the wanderers who can cause harm as entities to be punished under the law, overlaps with the construction in which industrial capitalists

perceive entities who can harm them as "minorities" to be punished under the law.

The wariness of the industrial capitalists against the "d'en bas" and the suspicion of the "les couches populaires" against the criminal wanderers are compared with the case of the "Gypsies". According to a newspaper article after the aboliishment of the "Egyptian" Control Law (1554,1562), some local residents feared that "Gypsies" wandering the roads would commit crimes. This situation seems to overlap. It can be said that "Gypsies" were representative of the existence associated with wandering as those who hindered the interests of the local "community", "minorities".